

## 事例4 三井化学(株)及び帝人化成(株)によるボトル用ポリエチレンテレフタレート樹脂事業の統合

### 第1 本件の概要

本件は、化学品の製造販売事業を営む三井化学株式会社（以下「三井化学」という。）と、同事業を営む帝人化成株式会社（以下「帝人化成」という。）が共同出資会社を設立して、ボトル用PET樹脂（ボトル用ポリエチレンテレフタレート樹脂をいう。以下同じ。）事業を統合することを計画したものである。関係法条は、独占禁止法第10条及び第16条である。

### 第2 一定の取引分野

#### 1 商品範囲

ボトル用PET樹脂は、清涼飲料水等を充填するための容器の原料として用いられ、「耐熱ボトル用PET樹脂」と「非耐熱ボトル用PET樹脂」とに分類される。両者の違いは、ボトル用PET樹脂の需要者であるボトルメーカーによって成型されたペットボトルの特性や、ペットボトルの需要者である飲料メーカー又は飲料充填業者が飲料を充填する方法に現れる。

耐熱ボトル用PET樹脂を用いて成型されたペットボトル（以下「耐熱ボトル」という。）は、加熱した飲料等を充填することによって、飲料と容器とを同時に殺菌する熱充填に対応しているのに対し、非耐熱ボトル用PET樹脂を用いて成型されたペットボトル（以下「非耐熱ボトル」という。）は、熱充填に用いることができず、飲料等を充填する際には、あらかじめ殺菌しておいた飲料を、あらかじめ殺菌しておいた容器に無菌状態において常温で充填するアセプティック充填を行う必要がある。このアセプティック充填に必要な設備を導入するには、かなりの設備投資が必要なため、当該設備を導入している飲料メーカーは限られている。

ボトル用PET樹脂の直接の需要者であるボトルメーカーは、飲料メーカーからの発注に合わせて耐熱ボトル及び非耐熱ボトルのいずれについても供給を行っており、耐熱ボトル用PET樹脂と非耐熱ボトル用PET樹脂の代替性は、飲料メーカーの意向に左右されている。したがって、アセプティック充填設備を導入している一部の飲料メーカー以外にとって、耐熱ボトルと非耐熱ボトルは代替性を有していないことから、その原料である耐熱ボトル用PET樹脂と非耐熱ボトル用PET樹脂が十分な代替性を有しているとは認められない。

したがって、本件においては、当事会社間で競合する「耐熱ボトル用PET樹脂」を商品範囲として画定した。

## 2 地理的範囲

耐熱ボトル用PET樹脂は、輸送上の制約等は存在せず、日本全国で販売されていることから、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

なお、需要者の中には、輸入品を国内品の代替品として取引を行っている者もあるが、そのような輸入品については、「輸入」として評価することとした。

## 第3 本件行為が競争に与える影響

### 1 市場シェア

平成21年における耐熱ボトル用PET樹脂の市場規模は、約430億円である。本件行為により、当事会社の合算市場シェア・順位は約45%・第1位となる。また、本件行為後のHHIは約3,200、HHIの増分は1,000であり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

| 順位  | 会社名    | 市場シェア |
|-----|--------|-------|
| 1   | 三井化学   | 約30%  |
| 4   | 帝人化成   | 約15%  |
| (1) | 当事会社合算 | 約45%  |

### 2 競争事業者の状況

#### (1) 有力な競争事業者の存在

市場シェアが10%を超える有力な競争事業者が複数存在する。

#### (2) 競争事業者の数

競争事業者が4社以上存在する。

#### (3) 競争事業者の供給余力

競争事業者の製造設備稼働率が約8割程度となっていることから、競争事業者の供給余力が一定程度存在すると認められる。

### 3 輸入

輸入に係る制度、輸送費用等が輸入の障壁となっているとの特段の事情は認められない。また、輸入品には、ボトルの成型効率が低いという品質差があるが、ボトルメーカーは、価格差と品質差を考慮した上で、国内品と輸入品を代替的に使用している状況にあり、耐熱ボトル用PET樹脂の国内供給量に占める輸入品の割合は高まりつつある。

したがって、輸入圧力が存在すると認められる。

#### 4 参入

耐熱ボトル用PET樹脂と非耐熱ボトル用PET樹脂の製造工程には、それほど大きな違いが無く、非耐熱ボトル用PET樹脂を製造している事業者であれば、大規模な設備投資の必要もなく、耐熱ボトル用PET樹脂の製造に参入することが可能である。

したがって、参入圧力が一定程度存在すると認められる。

#### 5 隣接市場からの競争圧力

前記1のとおり、耐熱ボトル用PET樹脂と非耐熱ボトル用PET樹脂は十分な代替性を有しているとは認められず、同一の商品市場であるとは認められない。しかし、大手飲料メーカーが、大手飲料メーカーはアセプティック充填設備を導入していること、また、アセプティック充填設備を導入していない飲料メーカーであっても、飲料充填業者にアセプティック充填を委託することが可能な場合もあることから、価格の低い非耐熱ボトル用PET樹脂が、耐熱ボトル用PET樹脂の競合品として存在するものと考えられる。

したがって、隣接市場からの競争圧力が存在すると認められる。

#### 6 需要者からの競争圧力

耐熱ボトル用PET樹脂の需要者であるボトルメーカーは、飲料メーカー間の激しい価格競争により、飲料メーカーからの強い競争圧力を受けており、これによりボトルメーカー間の競争も激しいものとなっている。

また、ボトルメーカーは、安定的な供給を担保するために、複数の耐熱ボトル用PET樹脂メーカーと取引を行うなどしており、容易に使用する樹脂を切り替えることができる。

したがって、需要者からの競争圧力が存在すると認められる。

#### 7 独占禁止法上の評価

前記の状況に鑑みれば、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

### 第4 結論

以上の状況から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。